

第4章 計画の内容

重点課題1

男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識の改革

【現状と課題】

男女共同参画社会とは、男女がお互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、社会のあらゆる分野において性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる社会です。

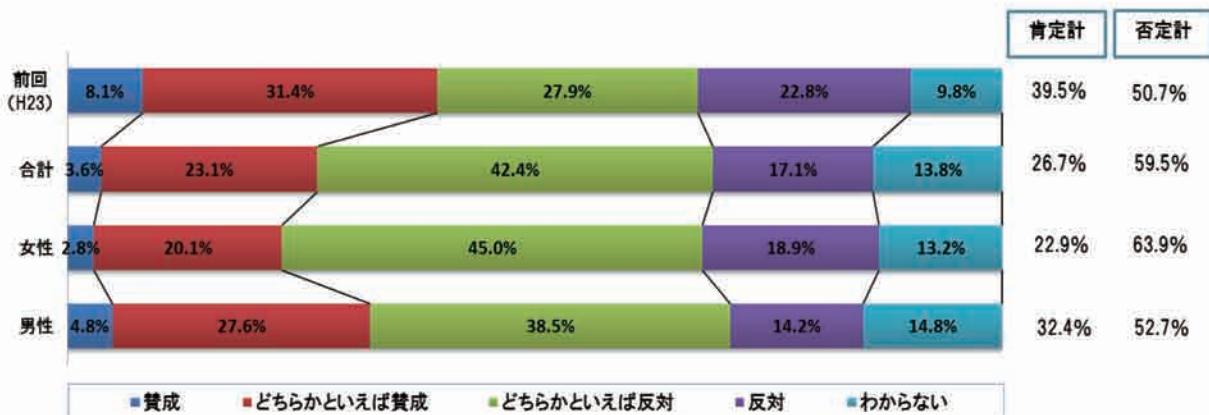
男女共同参画は社会全体の問題であり、これまで男女共同参画を推進するための様々な取組がなされてきましたが、男女共同参画があらゆる立場の人にとって必要だということが十分に理解されてきたとは言えない状況です。

2016（平成 28）年度に実施した市民意識調査によると、様々な分野における男女の地位の平等感に関し、「平等になっている」と感じる人の割合は最も高い「家庭の場」でも 35.7%に留まっており、7つの調査項目すべての分野で男性よりも女性の平等感が低い状況となっています。

また、男女共同参画社会を実現する上で大きな障害の一つとなっている性別による固定的な役割分担意識は、時代と共に変わりつつあるものの、いまだに人々の意識に残っており、「男性は仕事、女性は家庭」といった考え方を肯定する市民の割合は、26.7%となっています。性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行は、女性のみならず男性にとっても、多様な生き方を選択する際の障害となっていることから、これを解消し、男性、子ども、若年層などを含め、あらゆる人にとって、男女共同参画が必要であることを共感できるよう、男女共同参画の理念を正しく広めていく必要があります。

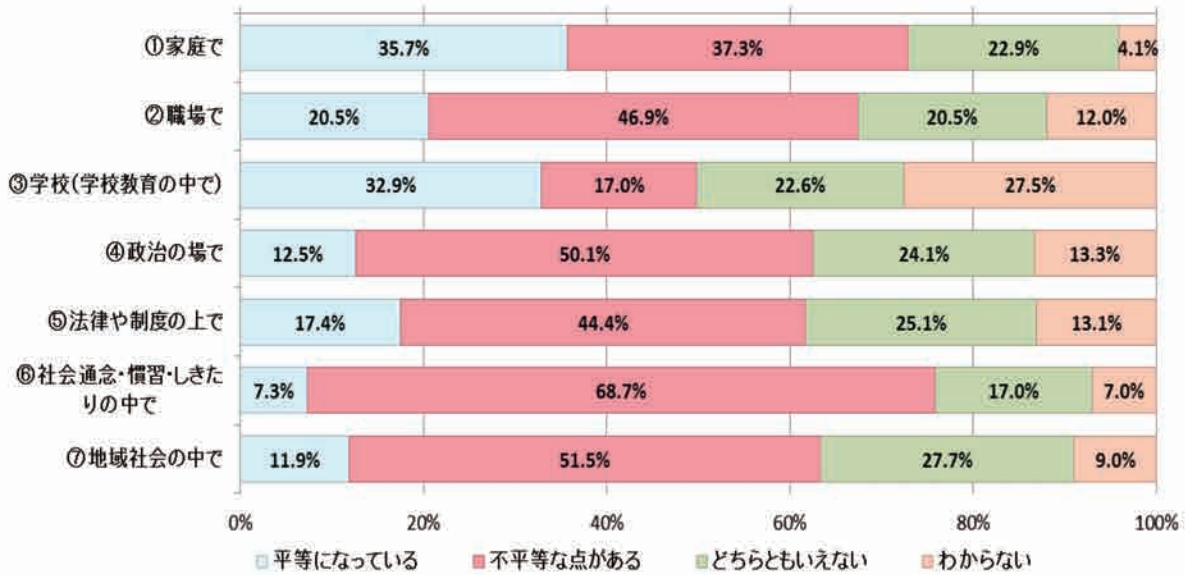
さらに、男女共同参画の視点から見直されるべき社会制度や慣行への気づきとその見直しに向けた主体的な行動が市民の中で広まるよう、男女共同参画の推進に必要な知識の普及を図るため、積極的な広報・啓発活動を展開していく必要があります。

◆「男性は仕事、女性は家庭」という性別によって固定的に役割を分ける考え方について



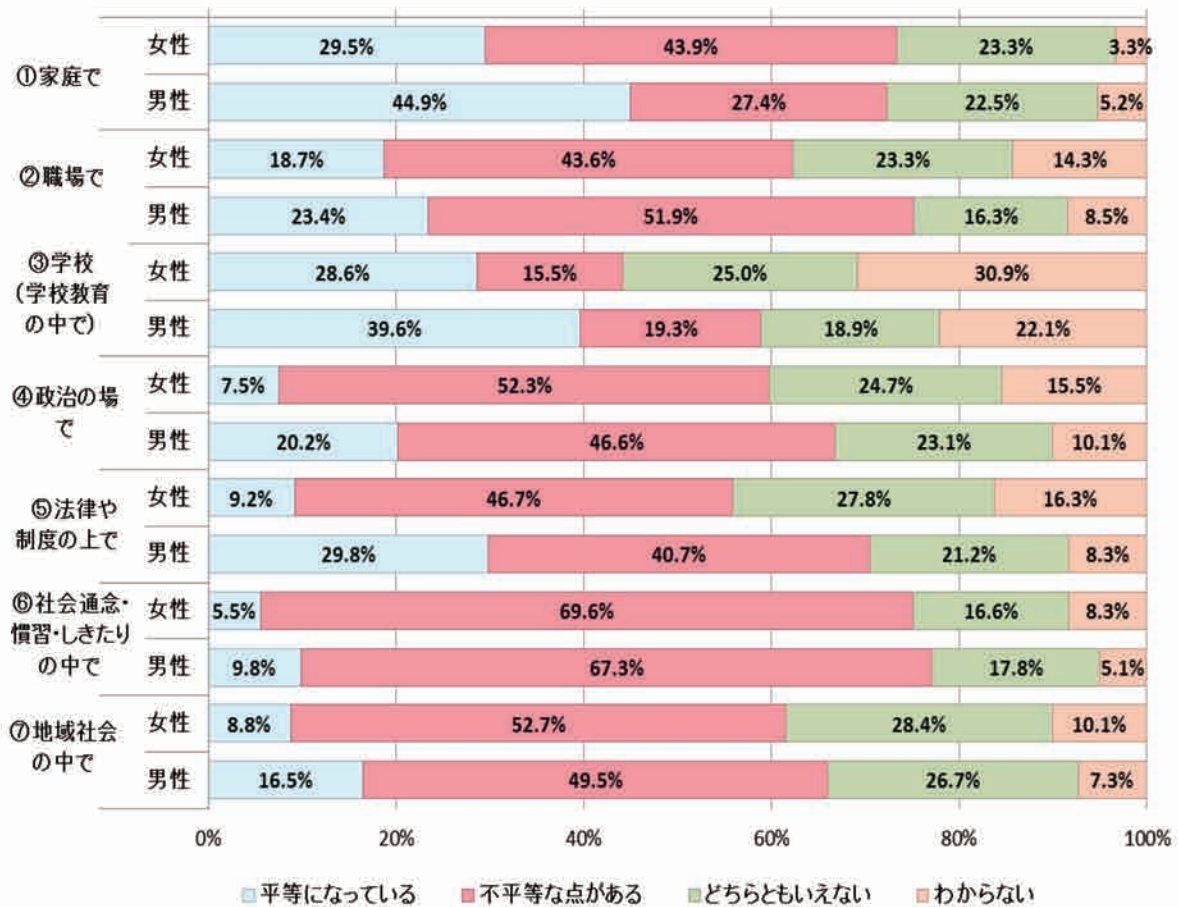
資料：2016（平成 28）年度霧島市男女共同参画に関する市民意識調査

◆様々な分野における男女の地位の平等意識(全体)



資料：2016（平成28）年度霧島市男女共同参画に関する市民意識調査

◆様々な分野における男女の地位の平等意識(性別)



資料：2016（平成28）年度霧島市男女共同参画に関する市民意識調査

施策の方向（１）男女共同参画の視点に立った制度や慣行の見直し

市の施策は、社会経済活動全般を対象に展開され、当該施策に伴って生じる影響も広範多岐にわたるため、男女共同参画に関係がないように見える施策であっても、現実には男女が置かれている立場に対する配慮が欠けると、結果的に男女の現実の格差を固定あるいは拡大させるなど、男女共同参画の推進に逆行するような影響を及ぼす可能性があります。そのため、「男女共同参画社会の形成」は市の広範多岐にわたるあらゆる施策を横断する課題であることを認識し、全庁横断的に一体となって取組を推進します。

具体的施策

① 男女共同参画の推進に関する施策の総合的・計画的推進

男女共同参画計画に掲載されている「主な取組」について、毎年度、男女共同参画の視点を踏まえた進行管理を行います。

No	主な取組	所管課	備考
1	男女共同参画の視点に立った施策の策定・実施	全課	
2	男女共同参画計画に基づく関連施策の進行管理	企画政策課	

② 社会的性別（ジェンダー）に配慮した相談体制の充実

ジェンダー*に起因する市民の様々な問題や悩みに対応するため、各種相談事業において男女共同参画の視点を踏まえた相談対応の充実を図ります。

No	主な取組	所管課	備考
3	性別に起因する問題や悩みを抱える市民からの相談への対応	企画政策課	
4	弁護士による無料法律相談の実施	総務課	
5	民生委員・児童委員による相談対応	保健福祉政策課	

*ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。（国の第4次男女共同参画基本計画）

施策の方向（２）男女共同参画に関する広報・啓発の実施

男女共同参画の重要性をあらゆる人が共感し、理解することができるよう、男女共同参画の理念についてわかりやすい広報・啓発活動を実施します。

具体的施策

① 男女共同参画の理解を深めるための普及・啓発

「男女共同参画週間*」等の様々な機会を通じ、男女共同参画の理解を深める広報・啓発活動を実施します。

No	主な取組	所管課	備考
6	「男女共同参画週間」を中心とした広報・啓発	企画政策課	
7	男女共同参画に関する地区別セミナー等の開催	企画政策課	
8	男女共同参画に関する図書等の整備	図書館 メディアセンター	
9	人権に関する啓発講演会等の開催	市民課	
10	人権啓発センターにおける人権に関する学習会等の実施	市民課	
11	人権学習会等の開催	社会教育課	

② 市職員の男女共同参画に関する理解促進

男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施していくためには、市職員の男女共同参画に関する鋭敏な意識を育てていくことが必要なことから、男女共同参画に対する確かな理解の浸透を図る研修を実施します。また、広報物の表現が、性別による固定的な役割分担意識にとらわれることがなく、男女共同参画の視点に立ったものになるよう努めます。

No	主な取組	所管課	備考
12	男女共同参画に関する職員研修の実施	企画政策課	
13	「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」の活用	企画政策課	

*男女共同参画週間

「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である1999（平成11）年6月23日を踏まえ、毎年6月23日から29日までの一週間を運動期間とし、内閣府が主唱して2001（平成13）年度から実施している。

③ メディア・リテラシー*向上のための取組

性別による固定的な役割分担意識の解消に向け、メディアからの情報を主体的に読み解き、メディア・リテラシー向上のための講座の開催や広報・啓発活動を行います。

No	主な取組	所管課	備考
14	メディア・リテラシー向上のための学習機会の提供	企画政策課 メディアセンター	

施策の方向（3）男女共同参画に関する調査研究、情報収集

男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施していくために、国内外の動向、様々な分野における男女共同参画の推進に関する施策の現状及び市民の意識等を的確に把握するとともに、各種統計データ、学術成果など必要な情報を幅広く収集し、分析します。

具体的施策

① 男女共同参画の現状等に関する情報等の収集・提供

男女共同参画に関する本市の現状や計画の進捗状況を取りまとめて公表します。

No	主な取組	所管課	備考
15	男女共同参画年次報告書の作成及び公開	企画政策課	

② 調査や統計における男女別統計（ジェンダー統計）*の充実

男女の置かれている状況を客観的に把握するため、統計情報は可能な限り、男女別・年代別データを把握します。

No	主な取組	所管課	備考
16	各種調査における性別によるデータの把握及び分析	全課	

*メディア・リテラシー

メディア（新聞やテレビ、インターネットなどの情報）を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。（国の第4次男女共同参画基本計画）

*男女別統計（ジェンダー統計）

男女間の意識による偏り、格差及び差別の現状並びにその要因や現状が生み出す影響を客観的に把握するための統計である。（国の第4次男女共同参画基本計画）